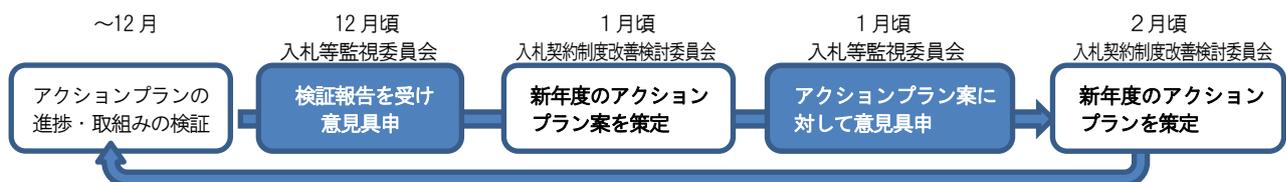


平成28年度 入札契約事務コンプライアンス・アクションプランについて 概要版

平成28年2月
大 阪 市

【入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン*について】 ※以下「アクションプラン」と表示

- ◆平成26年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで明らかとなったことから、これまでの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底についての取組みを継続的・恒久的に行うため、年度ごとにアクションプランを策定
- ◆当年度のアクションプランの実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという年度単位の取組みを実施



【平成28年度アクションプランについて】

- ◆平成27年度に引き続き、平成28年度のアクションプランを策定する。
- ◆平成27年度アクションプランから、その検証結果を踏まえて変更したもの（基本的な内容は同じ）
- ◆平成27年度からの主な変更点

①録音録画装置の運用マニュアル等の整備

- ・平成27年12月21日開催の入札等監視委員会での意見を踏まえ、平成28年2月末までに委員会構成局*における録音録画装置の設置はすべて実施することとなった。

⇒平成28年度は、運用マニュアル等を整備して統一的な運用を図ることで、より実行性を担保していく。

②契約事務研修の実施

- ・所属長研修について、平成28年4月に実施。（平成27年12月実施予定を変更）

⇒新所属長や公募区長の異動後速やかに研修を実施することにより、組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図る。

- ・実務者向け研修について、アンケート結果を反映し、テーマ別で行うなど研修受講者に配慮したプログラムで実施

③新たに策定したマニュアルに基づく対応

- ・平成27年度に新たに策定した「大阪市談合情報等対応マニュアル」や「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」による不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応を各所属に求める。

④定期的な人事異動の実施

- ・各所属の利害関係者と接点のある職場における、長期在籍職員の積極的な人事異動の推進を求める。

※ 大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（契約管財局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、交通局、水道局）をいう。



職員一人ひとりが取組みの意味をしっかりと理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが重要。取組の継続実施と恒久化の徹底を図る。